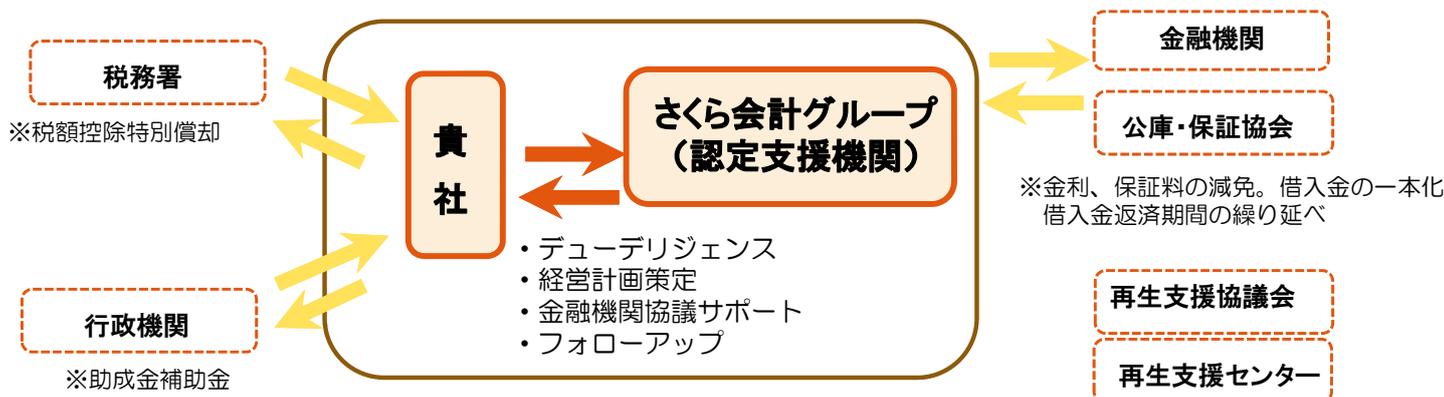


中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関 に認定されました

中小企業の財務経営力・資金調達力の強化を全力で支援します

認定機関：中小企業庁

公的機関が債務削減や条件変更等についての金融機関調整等をお手伝い



ワンストップで経営改善を支援します

金融政策など	内容	備考
経営改善計画策定支援	経営改善計画書策定費用やDD費用、フォローアップ費用につき、最大200万円まで支援を受けられます	認定支援機関の助けを得て経営改善計画を策定した場合、費用の2/3を国が支援します
経営環境変化対応資金 経営力強化資金 (日本政策金融公庫)	限度720百万(中小企業事業) (認定機関が事業計画策定)	設備資金(15年以内) 運転資金(8年・7年以内) 基準利率△0.4%
借換保証の推進 (信用保証協会)	一本化などを行い期限の延長が可能(認定機関が事業計画策定)	保証利率を約△0.2%
設備投資の特別償却	取得額の30%の特別償却または7%の税額控除を認める	レジスター、陳列棚、看板の入替など対象
みなし譲渡課税の不適用	再建の為、私財を提供した場合、譲渡所得については非課税	合理的な再生計画に基づく必要があります

【問合せ】 株式会社さくら会計 〒371-0801前橋市文京町3-25-12

TEL : 027-223-8160 FAX : 027-223-1910

http://www.sakurakaikei.net Mail : info@sakurakaikei.net



www.sakurakaikei.net

【グループ会社】 岡部雅之税理士事務所 株式会社三山労務管理事務所 株式会社ベンチャートラスト・コンサルティング

◆お見積書作成のお申込み◆

貴社名		お役職	
ご担当者名		TEL	
住所	〒	FAX	